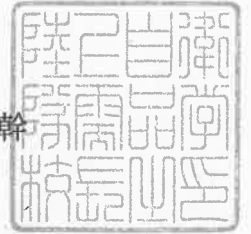


平成30年10月2日

公 告

陸上自衛隊需品学校
学校長 上田 和 幹



陸上自衛隊松戸駐屯地等における自動販売機の設置及び経営を行う業者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知のうえ申し込まれたい。

記

1 公募に付する事項

- (1) 募集業種
自動販売機(缶・ペットボトル及び食品等)
- (2) 設置場所
ア 千葉県松戸市五香六実17番地 陸上自衛隊松戸駐屯地内
イ 千葉県柏市大室1739番地 陸上自衛隊柏高射教育訓練場内
- (3) 使用期間
平成31年4月1日～平成32年3月31日
ただし、5年を超えない範囲で更新することができる。
- (4) その他
細部は、募集要領及び仕様書(以下「募集要領等」という。)のとおり。

2 応募資格等

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しないこと。
- (2) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (3) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (6) 応募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (7) 業者等の役員等(代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第11号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (13) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (14) 募集要領等の全記載事項を遵守できること。

3 公募期間

平成30年10月2日（火）から平成30年10月12日（金）

4 募集要領等の配布

(1) 期間

平成30年10月2日（火）から平成30年10月12日（金）
土日祝日を除く

(2) 時間

午前9時から午後5時まで

(3) 場所

千葉県松戸市五香六実17番地
陸上自衛隊需品学校総務部厚生課

(4) その他

募集要領等は郵送しませんので、応募者は来訪のうえ受領されたい。
なお、配布期間に来訪しない場合は公募に参加できません。

5 業者説明会

(1) 日時

平成30年10月16日（火）

(2) 時間

午前10時から

(3) 場所

千葉県松戸市五香六実17番地
陸上自衛隊松戸駐屯地厚生センター内多目的ホール

6 問合せ先

〒270-2288 松戸市五香六実17
陸上自衛隊需品学校
総務部厚生課（担当 高井）
（電話番号 047(387)2171 内線 221 F A X内線 224）